

滝沢中央スマートインターチェンジ地区協議会設置要綱

平成 25 年 2 月 1 日告示第 7 号

改正 平成 25 年 12 月 13 日告示第 176 号

平成 28 年 7 月 21 日告示第 109 号

平成 29 年 2 月 10 日告示第 21 号

平成 29 年 3 月 31 日告示第 71 号

(設置)

第 1 条 滝沢中央スマートインターチェンジ（以下「スマート I C」という。）の設置、管理及び運営等について、必要な検討及び調整等を行うため、滝沢中央スマートインターチェンジ地区協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) スマート I C の設置に係る次に掲げる事項の検討、調整等に関すること。

ア スマート I C の社会便益

イ スマート I C 及び周辺道路の交通安全

ウ スマート I C の設置に伴う高速道路の利用交通量の変化

エ スマート I C の構造及び整備方法

オ スマート I C の管理、運営方法

カ スマート I C の利用促進方策

キ 広域的検討結果の反映事項

ク その他スマート I C の設置、管理及び運営に必要な事項

(2) スマート I C の供用開始後の社会便益、安全性、採算性、管理、運営形態、利用促進方策等について定期的なフォローアップ及び必要に応じた見直しに関すること。この場合において、フォローアップは、供用後 1 年経過後速やかに 1 回実施し、以後必要に応じて実施するものとする。

(3) その他協議会において特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者を市長が委嘱する。

(1) 国土交通省東北地方整備局道路部道路計画第二課長

(2) 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長

(3) 東日本高速道路株式会社東北支社総合企画部総合企画課長

(4) 東日本高速道路株式会社東北支社管理事業部管理事業統括課長

(5) 東日本高速道路株式会社東北支社盛岡管理事務所長

(6) 岩手県県土整備部道路建設課総括課長

(7) 岩手県盛岡広域振興局土木部長

(8) 岩手県警察本部交通部交通規制課長

(9) 盛岡市建設部長

(10) 滝沢市自治会連合会会長

(11) 滝沢市商工会会長

(12) 新岩手農業協同組合代表理事組合長

3 委員の任期は、協議会が存続する期間とする。

4 異動等により、委員の変更が生じた場合は、前任者から引き継ぐものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

4 会議の議事は、出席委員及び代理者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところとする。

5 会長が必要と認める場合は、委員の同意を得て、委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 会長は、特に必要と認める場合、書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

7 会議は、原則として公開する。ただし、会長は、委員の承認を得て、案件により会議を非公開とすることが出来る。

8 会議の議事録は、開催日時、場所、検討及び調整の概要、合意事項等を記載した議事概要をもってこれに代えることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、滝沢市都市整備部都市政策課において処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月2日から施行する。